

特集 批判的社会理論の今日的状況

労働と承認

——ホネット承認論の視角から——

水 上 英 徳

特集 批判的社会理論の今日状況

社会学研究 第七十八号 東北社会学研究会 二〇〇五年 十二月

労働と承認

——ホネット承認論の視角から——

水上英徳

本稿では、アクセル・ホネットの承認論における社会的労働をめぐる議論を検討する。ホネットによれば、近代社会における社会的労働の領域では、法的承認と社会的価値評価という二つの承認形態がともに作用し、法的平等と個人的業績という二つの承認原理が交差している。ここでは、この二つの承認原理を振り所にして、適切な承認を求め、様々な社会闘争が生じうる。またホネットは、承認の歴史的变化に基づき、個体化の進展と社会的包摂の拡大を、社会進歩の規範的な基準としている。こうしたホネットの所説は、人間の多様な活動のなかから労働が相互承認を媒介にして社会的に生み出されることを明示するとともに、社会的労働におけるコンフリクトが物質的利益関心に基づくのみならず、承認要求という固有の道徳的次元を持つことを明らかにしている。その一方で、承認の歪みや病理、また承認にかかわる社会的不正が隠蔽されるメカニズムについて、さらなる理論展開が必要と考えられる。

「キーワード」労働 承認 業績

一 はじめに

アケセル・ホネットの承認論は、ユルゲン・ハーバーマスのコミュニケーション行為の理論の強い影響のもとに形成されてきた。あるインタビューに答えてホネットは次のように述べている。「もちろん私は、相互主体理論的な転回の必然性を確信することによって、ハーバーマスと非常に強く結びついています。私がハーバーマスから中心的に学んだことは、人間の現存在が相互主体的であるという事実をあらゆるレヴェルにおいて考察するように社会理論的な基本概念を設定しなくてはならないということです」(Honeth 二〇〇三c、二〇五頁)。ホネットの承認論は、批判的社会理論のコミュニケーション論的転回というハーバーマスによって切り開かれた地平の上に構築されていると言えよう(Honeth 2003b, S.279)。

とはいえ、両者のアプローチは、ホネットも強調するとおり「根本的に全く違うもの」(Honeth 二〇〇三c、二〇五頁)である。ハーバーマスはその相互主体主義を形式語用論による言語分析の方向に展開しており、これに対しホネットは人間学的な承認論の方向に議論を進めている。そのさい、ホネットは、ハーバーマス社会理論を批判的に検討するなかで、承認論というみずからのアプローチを彫琢していったと言っつよい。そのことは、ホネットの最初の単著である『権力の批判』(Honeth 1986)が同名の博士論文にハーバーマス社会理論を取り上げた三つの章を加えて公刊されていることから伺える。

ここでとくに注目したいのは、社会的労働の位置づけをめぐるホネットのハーバーマス批判である。一方ではホネットは、ハーバーマスのコミュニケーション論的転回が労働の理論的把握にとっても後退することのできない水準をなすと評価しているが、しかし他方では、その限界もまた鋭く指摘するのである。

ホネットによれば、フランクフルト学派の創設者の世代も含め、マルクス主義の伝統において社会的労働は、主体形成の中心的な要素として重視されてきた(Honeth 2000, S.105, 訳一―三頁)。そこでは、社会的労働を通じて、問題をはらんだ既存の社会秩序に対する批判的意識が形成されていくと考えられていた。しかし、すでにアドルノとホルクハイマーが社会的労働のプロセスに物象化と支配の要因を捉えたように、社会的労働がそのまま批判の審級をなすと考えることはもはやできない(Honeth 2003b, S.275)。この点で、ハーバーマスは、批判的社会理論の伝統に決定的な転換をなしとげたと評価される。すなわち、それは「ハーバーマスが、労働の実践形態から解放的で超越的なポテンシャルを取り去り、言語に媒介された相互作用の行為モデルに移したということ」(Honeth 2003b, S.283)である。しかし、その一方で、コミュニケーション論的転回の結果、ハーバーマス社会理論において労働のカテゴリーがほとんど姿を消してしまったことにホネットは疑問の目を向けている(Honeth 2000, S.105, 訳一―三―四頁)。

それゆえ、ホネットにとって課題となるのは、労働に対する過剰な意味付与を避け、ハーバーマスが切り開いた地平をふまえながらも、ハーバーマスとは別の観点、すなわち承認論の観点から、あらためて社会的労働を捉え直すことである。この課題にホネットがどのように取り組んでいるのか、本稿ではこの点を検討していきたい。

以下では、まず、社会的労働の位置づけに関連して、ハーバーマス社会理論をホネットがどう批判しているのか、より立ち入って見ていきたい。ホネットは、批判的社会理論が「批判的」であることの意味を確認することで、コミュニケーション行為の理論が達成した水準とその限界を指摘している(第2節)。続いて、ホネットがみずからの承認論において、社会的労働をいかに把握しているのか、検討する(第3節)。以上をふまえ最後に、労働の承認論の射程と課題について考察を加えることにしよう(第4節)。

二 労働に内在する社会的不正と闘争——ホネットによるハーバーマス批判の焦点

1 ハーバーマスによる批判的社会理論の限界

ホネットによれば、ヘーゲル左派からフランクフルト学派に継承された批判的社会理論の固有性とは、既存の社会秩序に対する批判が、当の社会の内部にその拠り所を有している点である。すなわち「その規範的批判は、学問に先立つ審級についても同時に情報を提供することができ、そのさい、それ自身の批判的視点は、経験的利害関心や道徳的経験として、理論的ではない仕方での学問に先立つ審級のなかに根をおろしている」(Honeth 2000, S.88-89, 訳九四頁)。ホネットによれば、フランクフルト学派の代表者たち、とくにホルクハイマーの場合、学問に先立つ批判の審級はプロレタリアートという社会階級に求められ(Honeth 2000, S.90, 訳九六頁)、社会的労働の次元に既存の社会の乗り越えの可能性が見定められていた。しかし、結果としてその社会理論では、資本主義の支配と文化産業の操作に全面的に覆われたベシミスティックな社会像が描き出され、また現実の社会では「ファシズムが勝利し、スターリニズムが最終的に貫徹されることによって、社会運動であれ実在する利害関心であれ、学問に先立つ審級の内部で理論的批判のパスpekティブにとって客観的な支えを与える可能性は、消えてなくなりました」(Honeth 2000, S.91, 訳九七頁)。戦後、ドイツに戻ってからも、ホルクハイマーとアドルノは、社会的現実のなかにすでに批判の審級が存するという批判的社会理論の基本思想を放棄したままであった。

これに対し、ハーバーマスのコミュニケーション行為の理論は、ホネットによれば、批判的社会理論の「規範的批判」を別のかたちで再生する試みとして理解できる(Honeth 2000, S.94, 訳一〇〇頁)。なにより、コミュニケーション行為の理論は、現在の社会において危機に直面しているものを人びとの意思疎通の能力に見定める。そのさい、意思疎通の語

用論的規則は、支配から自由な意思疎通の条件をも規定しており、その意味で規範的な性格を有する。つまり、日々のコミュニケーションに内包される語用論的規則に、ハーバーマスの批判的社会理論は批判の拠り所を見出すわけである。

しかし、コミュニケーション行為の理論は、まさにこの社会に内在する批判の審級という点で大きな問題を抱えているとホネットは言う(Honeth 2000, S.97, 訳一〇四頁)。というのも、ホルクハイマーが批判の審級としてプロレタリアートに求めたような不正経験や不当感覚は、ハーバーマスの社会理論では明確に位置づけることができないからである。そもそも人びとは、日常的に直面する社会的不正や不当な出来事を、みずから直観的に習得している語用論的規則への制限というかたちで経験することはない。こうしてホネットによれば「ハーバーマス理論の規範的パスpekティブがリフレクティブに指し示している、学問に先立つ審級について、それに対応するものを社会の現実の内部に見つけようとしても、どこにも見つけることができない。……ハーバーマスの構想は、社会的不正のありありとした経験をはっきり表現することを助ける、そうした理念にねらいを定めているわけではない」(Honeth 2000, S.98, 訳一〇五頁)。

ハーバーマスのコミュニケーション行為の理論は、規範的な語用論的規則を明らかにした点では、たしかに社会の内部に批判の審級を捉えている。しかし、語用論的規則を論じるだけでは、人びとの社会的不正の経験やそれに抗する実践を的確に捉えることができないのではないか。

2 労働における不正経験とコンフリクト

同様の論難は、社会的労働と資本主義経済に関するハーバーマスの立論に対しても、かなり早くから向けられてきた。

一九八〇年に公刊された論文「労働と道具的行為」(Honeth 1980)では、六〇年代から七〇年代のハーバーマスによる道具的行為とコミュニケーション行為の区別を検討するなかで、ハーバーマス社会理論が資本主義的な労働の領域に固有

のコンフリクトに十分迫れないことが批判されている。ホネットによれば、社会的労働の領域では、ハーバーマスの理論枠組みによっては捉えることのできない、独自の論理に基づく抵抗運動が生じるのであり、しかも、それは、物質的な利害関心の対立に基づくものではなく、ある種の道徳的な性格を帯びていられる (Honeth 1980, S.213, S.223-225)。

また『コミュニケーション行為の理論』(Habermas 1981) の刊行直前におこなわれたハーバーマスへのインタビュー (Habermas 1985) では、生活世界とシステムの二元論が問題視されていく (Habermas 1985, S.190-192, 193-194, 訳二六〇-二六三頁、二六五-二六六頁)。この異論は、ホネットが本格的にハーバーマス理論に取り組んだ『権力の批判』(Honeth 1986) でもさらに展開される。知られるとおり、ハーバーマスは、資本主義経済と近代国家を、近代社会を構成するサブシステムと捉え、生活世界とシステムの二元論を提起した。これに対し、ホネットは、規範に規制されない目的合理的行為のシステムと権力や支配を免れた無傷の生活世界との対置を「理論的誤謬」(Honeth 1986, S.328-331, 訳三七六-三八〇頁)と論難し、システムと生活世界の間だけに社会病理を位置付けるハーバーマスの同時代診断の一面性を批判している (Honeth 1986, S.333, 訳三八二頁)。ホネットが強調するのは、生活世界にせよシステムにせよ「社会的秩序は、文化的に統合された諸集団の、制度に媒介されたコミュニケーション連関であり、それは、社会的権限が非対称的に配分されているかぎり、社会闘争のメディアを通じて生じてくるコミュニケーション連関」(Honeth 1986, S.334, 訳三八三頁)だという点である。ハーバーマスの立論では、集合的行為者としての社会集団の水準が十分に考慮されず、様々な社会集団の緊張と対立から一定の社会秩序が形成されていくことが看過されてしまう。

もちろん、ハーバーマスは、生活世界へのシステムの保留の議論 (Habermas 1981, II, S.257-267, 訳(下)九一一〇〇頁)や法制化の議論 (Habermas 1981, II, S.522-547, 訳(下)三五八-三八一頁)にも明らかな通り、資本主義経済や近代国家のシステムが生活世界とそこでの意思疎通過程から自立しているとは見なしていない²⁾。ただ、ここでホネットが

問うているのは、システムと呼ばれる領域それ自体に内在する規範的な契機であり、そこでの諸社会集団の闘争の次元である。しかも、そのような闘争は、物質的利害関心の対立に還元することはできません (Honeth 2003c, 二二二頁)。「道徳的」なものとされる (Honeth 1988, S.400)。

以上の検討に基づくなら、終始一貫してホネットは、ハーバーマスの社会理論が資本主義経済と社会的労働の領域に内在する社会闘争を看過していることを問題視しており、またその闘争の背後に存する社会的不正の経験が適切に捉えられていないことを批判している。そのさい重要なのは、ホネットが当初から、この社会闘争をある種の道徳的なものとして構想している点である。資本主義経済に内在する社会闘争とはいっても、それは、財の所有や分配の不平等をめぐるとしては帰しえないものが考えられているわけである。それでは、ホネットは、社会的労働の領域における不正経験と社会闘争をどのように理論的に把握するのであろうか。

三 承認論における労働の位置

1 労働に対する社会的価値評価

ホネットは、歴史学や社会理論や政治哲学といった様々な専門領域の研究潮流を参照しつつ、社会的不正の経験の根底に、ある一定の規範的期待が存することを提起している (Honeth 2003a, S.154-158)。すなわち、それは、みずからのアイデンティティに対する社会的承認の期待にほかならない。この承認の期待が損なわれること、言い換えるなら、みずからの不可侵性や尊厳が社会的に侵害されること、ここに不正経験の核心がある。ホネットが提唱する承認論は「社会的

承認の剥奪のなかに、侮辱と軽視の諸現象のなかに、あらゆる不正経験の核を見出す」(Honneth 2003a, S.158)。

ホネットによれば、適切な社会的承認は、人格のアイデンティティ形成の必要不可欠な条件であり、それはまた個人が自己実現を追求するために欠くことのできない前提をなしている (Honneth 1992, S.278, 訳(三三)―(三三二))。というのも、個人は、社会的承認を通じて自分の欲求や権利や能力や特性に関するポジティブな意識や感情を抱くのであり、この「実践的自己関係」が十分に形成されてはじめて、強制のない自由な自己実現が可能になるからである。

ホネットは、社会的承認を、愛、法的承認、社会的価値評価の三つの形態に類別するのだが (Honneth 1992, S.153-211, 訳(二八)―(七五))、本稿でとくに注目したいのは社会的価値評価 (soziale Wertschätzung) である。⁽²⁾ 社会的価値評価というのは、一定の人びとがなんらかの価値や目的を共通の指針とすることで成立する価値ゲマインシャフトにおいて、その価値や目的の実現にどの程度資するかという点で個人の能力や特性を評価する承認形態である (Honneth 1992, S.197-198, 訳(一六四))。この承認形態を通じて、個人は、自分に固有の能力や特性には他の成員から認められるだけの一定の価値があるという意識、すなわち「自己価値感情」ないし「自己評価」を有する⁽³⁾とができて (Honneth 1992, S.209, 訳(173))。

ホネットによれば、この社会的価値評価とそれに伴う自己価値感情は、なによりもまず社会的労働、とりわけ職業労働によって獲得されるものである (Honneth 2000, S.104, 訳(一一三))。つまり、個人々の能力や特性の評価は、その人が従事する労働とその成果に向けられる。したがって、いかなる労働に従事しどのような成果を挙げ、それがどう価値評価されるかに、個人の自己価値感情は依存し、人格的アイデンティティは規定される。そのかきりで、社会的労働のカテゴリーは承認論において中心的な位置を占めるのである。

ホネットの立論に基づくなら、社会的労働の領域は、それぞれ具体的な価値や目的に指向した様々な価値ゲマインシャフトが形成される領域であり、また人びとが自分の能力や特性に関して一定の承認期待を抱き、それが満たされあるいは損なわれる領域にはかならない。そうしてみると、ある社会においていかなる労働がどのように配置され組織されているかが、その社会における承認の構造にとって決定的に重要であると言える (Honneth 2000, S.106, 訳(一一五))。

2 近代社会における承認秩序と労働

ところで、当然ながら、個人に固有の能力や特性がそれ自体として社会的価値評価の対象になるのは、社会の近代化に伴う歴史的産物である (Honneth 1992, S.203, 訳(一六九))。ホネットによれば、承認の諸形態はそれぞれの社会において制度化され、一定の承認秩序が成立している (Honneth 2003a, S.161)。そのなかで、どのような点で諸個人が社会的承認を期待できるのか、またいかなる承認期待が正当なのかを規制している規範的な諸原理、すなわち「承認原理」が承認秩序には係留されており、この承認原理の変化とともに人びとが抱く承認期待が変わり、社会の承認秩序は変動していくとされる (Honneth 2003b, S.284)。⁽⁴⁾

こうした見地から、ホネットは、近代において社会的価値評価が一つの承認形態として制度化されていることを、近代の市民―資本主義社会の形成に伴う二つの承認領域の分出の結果と捉えている。前近代の身分制社会では、一定の身分に属することそれ自体に基づいて、社会的価値評価が行われていた (Honneth 2003a, S.164)。これに対し、近代社会では、法的承認が一つの自立した承認形態として社会的価値評価から分離し、法的平等の理念が制度化される (Honneth 2003a, S.155)。いまや、個人々は原則として他のすべての人びとと平等の法権利を有し、自律した法人格として尊重されることが求められる。また、社会的価値評価に関しては、「個人的業績 (individuelle Leistung)」という新しい主導理念が成立する (Honneth 2003a, S.165-166)。個人の社会的名声は、身分や出自にはかかわりなく、その個人のなしている労働

働とその成果に基づき享受されるわけである。そのさい、業績原理に基づく社会的価値評価は、物理的暴力の一要素でもある (Honneth 2003a, S.166-167)。というのも、業績の査定は、どの物質的資源やライフチャンスがどこにどのくらい配分されるかに直結しているからである。こうして、近代社会では、法的承認と社会的価値評価による二つの異なる承認領域が分出し、それぞれ法的平等と個人的業績という承認原理が確立するようになる。⁶⁾

と同時に、ホネットによれば、福祉国家の形成とともに、法的平等の原理が社会的価値評価の承認領域に浸透していく (Honneth 2003a, S.173, 176-177)。福祉国家の諸施策は、法的平等の原理のもと、一定の社会的地位と尊厳を保証し、ある程度の物質的資源やライフチャンスの平等な分配を保証するようになる。それゆえ、社会的労働の領域では、社会的価値評価のみならず、法的承認も同時に作用している。こうして二つの承認形態が重なり合い、業績原理と平等原則という二つの承認原理が交差するわけである。⁷⁾

3 承認をめぐる闘争と「労働」

上述の通り、承認原理は、それぞれの社会において個人がどのような社会的承認を期待できるのか、いかなる承認期待が正当なのかを規定している。それゆえ、承認原理は、一種の道徳的強制として人びとの相互作用にはたらいており、人びとの道徳的な思考や感情のあり方を方向づけている (Honneth 2003b, S.287)。重要な点は、この承認原理がどれも「意味論的な過剰」を有していることである (Honneth 2003b, S.302)。つまり、承認原理の意味内容が完全にあるいは最終的に規定されてしまうことはなく、そのつと革新的な解釈によって徐々に拡大しより豊かになりうる。別言するならば、承認原理はいつでも、現に実現されている承認以上のことを意味しうるわけである。ホネットによれば、こうした「妥当の超過」(Honneth 2003b, S.302)のゆえに、承認原理は、既存の承認秩序を批判しそれに抵抗する基盤となりうる。つまり、

当の承認原理を手がかりとして、その承認原理の意味内容に関する既存の解釈や適用の不十分さが批判され、承認の拡張が要求されていく。正当と見なされる承認原理が適切に解釈されず適用されていないこと、ここに承認をめぐる闘争が動機付けられるわけである (Honneth 2003a, S.187)。

承認原理と承認闘争のつづいた連関に基づくなら、社会的労働の領域における承認闘争は、二つの形態をとりうる (Honneth 2003a, S.181)。第一に、法的平等の原理に基づき、個人的業績のいかに左右されない平等な社会権の承認と、それに伴う資源やライフチャンスの保証を求める闘争である。ここでは、これまで考慮されていなかった集団や事態について、法的承認とそれに基づく措置が要求されていく。ホネットによれば、資本主義の歴史は、法的平等の原理の適切な解釈をめぐるダイナミズムによって貫かれているという (Honneth 2003a, S.180)。

第二に、業績の承認原理もまた、承認をめぐる闘争の拠り所となりうる。ただし、ホネットによれば、業績原理は、きわめて画義的なものである。それは、一方では、様々な歪みをはらみ、一種のイデオロギーとして作用している (Honneth 2003a, S.166, S.174-175)。とらうのも、いかなる活動がそもそも社会的に有用な「労働」と見なされるのか、どんな活動のどのような成果が「業績」と判断されるのか、いかなる能力や人格特性が評価されるのかは、いつでも一定の文化的な価値地平に規定されており、そこには様々なバイアスや一面性が見出されるからである。

業績原理の抱えるこの問題は、職業労働の領域のみに関わるわけではない。ホネットによれば、近代における社会的価値評価は「経済的に自立した男性ブルジョア階級の経済活動」を基準としてきた (Honneth 2003a, S.166)。そのため、そうした経済活動には該当しない様々な活動は、それらが社会の再生産にとって必要不可欠であったとしても、いわば「一人前」の「労働」とは見なされず、その成果は「業績」とは評価されない (Honneth 2000, S.106, 訳一一四―一一五、Honneth 2003a, S.166)。たとえば、いわゆる性別役割分業のもとで、家事労働は、業績評価の対象外であり、資源分配

の対象とは見なされなく (Honneth 2003a S.174-175)。社会的価値評価は、人間の様々な活動を有意義な「労働」とは認めず、それを除外することで行われてきたわけである。

しかし他方では、業績原理は、近代の市民—資本主義社会において、物質的資源やライフチャンスの不平等な分配を正当化しうる唯一の規範的資源である「ホネット」は言う (Honneth 2003a, S.175-176)。しかも、業績原理には、すべての社会成員の活動とその成果を公正に適切に価値評価しなければならぬという規範的要求が含まれており、そのかきりで「妥当の超過」が見出される。

そのため、まさにこの業績原理を拠り所として、承認をめぐる闘争が生じうる。すなわち、これまで無視され過小評価されてきた活動について、その適切な価値評価を要求し、相応して物質的資源やライフチャンスの分配を求めていく闘争である (Honneth 2003a, S.171,181)。ここでは、既存の社会的価値評価とその背後にある文化的解釈枠組みの一面性が問題視される。別言するなら、現行の社会的価値評価は、その基盤となる業績原理に正しく則るなら正当ではないことが主張されるわけである (Honneth 2003a, S.184)。

ホネットによれば、社会的価値評価をめぐる承認闘争は、集合的な社会運動の形態をとるのみならず、ごく日常的な場面でもしばしば生じている (Honneth 2003a, S.184)。日々の職場において、また家族生活において、様々な活動の編成と価値評価は、そのつどの交渉と協議のもとに進められており、そこには承認をめぐる闘争の契機が遍在しているといつてよい。

4 承認の「道徳的進歩」

ただし、いうまでもなく、承認闘争のすべてが是認され、規範的に正当化されるわけではなく (Honneth 2003a, S.203)。

承認原理の意味内容をどう解釈しそのつどいかに適用するかはそれ自体大きな問題であり、対立し合う様々な承認要求が生じうる。なかには暴力的で攻撃的なたちを取るものもある。そのため、ホネットは、多様な承認闘争に対し、正当なものとしてでないものとを判断するための規範的基準、したがってまた現存の承認秩序がどのように発展すべきなのかを展望するための規範的基準を考察している。

ホネットが注目するのは、社会の近代化に伴う承認原理の歴史的変化には一定の方向性を見出せることである。それはホネットの表現を用いるなら「道徳的進歩」(Honneth 2003a, S.218-222, 2003b, S.299) を意味しており、ここから規範的基準を取り出すことができる。すなわち、個体化 (Individualisierung) と社会的包摂 (soziale Inklusion) が進歩の基準にほかならない。

じつさい社会の近代化にともなう承認領域の分出はそれ自体、個体化の進展と社会的包摂の拡大を意味していた (Honneth 2003a, S.218-219)。一方ではパーソナリティの諸側面に対する社会的承認が拡大し、その意味で人びとがより高次の個性を獲得するチャンスが増している。とくに社会的価値評価については、身分制的な伝統社会から近代社会への移行に伴い、各自に固有の能力や特性がそれ自体として評価されるようになった。他方では法的な平等原則のもと近代的な諸権利がすべての人びとに平等に認められ、また業績原理のもと誰もが自分の能力や特性を發揮できるチャンスを得るようになり、この点で社会的包摂が進んでいく。しかも、近代社会の経過のなかで承認原理は徐々にその意味内容を拡充してきており、いっそうの個体化の進展と社会的包摂の拡大を見て取ることができる。こうして、ホネットは、個体化と社会的包摂、つまりパーソナリティの新たな側面がますます社会的承認を得るようになり、またいっそう多くの人びとがしかるべき社会的承認を得るようになること (Honneth 2003a, S.220) についに承認形態の「進歩」の方向を見出す。

さらに、こうした「道徳的進歩」の延長線上に、ホネットは、社会的価値評価における「ポスト伝統的連帯」の可能性

を展望している。それは「個体化した(また自律した)諸主体の間の対称的な価値評価の社会関係」(Honneth 2000, S.337. 訳三九〇)である。一方において、この関係は独自の意味で「連帯」と呼びうる。すなわち、他者の人格の固有性に対して受動的にただ寛容であるのみならず、その人格の能力や特性がよりよく発揮されるよう、また、それまで知られていなかった新たな能力や特性が発現しうるよう、能動的にかかわっていく社会関係である。ここでは、個人の個体化がなおいっそう進展しうる。また他方で、この社会関係が「対称的」であるのは、自分の能力や特性が有意義であると経験するチャンスをも、なんらかの格差を付けられることなく誰もが得ることを指している。つまり、承認関係への人びとの包摂がいっそう進みうる。こうしてホネットによれば、ポスト伝統的連帯において、「社会的価値評価をめぐる諸個人の競争が、痛みを伴わないかたち、つまりは軽視の諸経験によって損なわれることのないかたちをとる、そうした地平」が開かれる(Honneth 2000, S.338. 訳三九一)。

四 労働の承認論の射程と課題

以上、本稿では、ホネットの承認論が社会的労働の領域をどのように把握しようとしているのか、検討してきた。最後に、この労働の承認論の内実をあらためて整理し、またその課題を考察してみたい。

まず、ホネットの立論は、労働を所与のものとは見なさず、相互的な承認を媒介として社会的に生み出されることを議論の出発点としている。つまり、一定の文化的な解釈枠組みのもと、人間の多種多様な活動のなかから、ある特定の活動が「労働」として承認され、社会的に価値評価される。このような捉え方は、コミュニケーション論的転回の水準に立って労働の諸現象に迫るものと言えるだろう。

その結果、ホネットの承認論は、一般に「労働」とは見なされていない人間の様々な活動を視野に収め、と同時に、労働が「労働」として立ち上がってくる現場に潜む問題を明らかにしている。というのも、「労働」とそれ以外の活動との線引きは、それ自体重大なコンフリクトをはらんでいるからである。みずからの活動が「労働」と見なされず、しかるべき価値評価を受けられないこと、ここに侮蔑や軽視による社会的不正を人びとは経験しうるのであり、承認をめぐる闘争が引き起こされうる。

このような承認と非承認の政治は、どんな活動を社会的に有意義な「労働」と見なすのかという上述の次元に止まらず、当然ながら、どの労働をどこに配分しどのように編成するのか、それぞれの労働のいかなる成果を「業績」と認めるのか、またその「業績」をどこに帰属させ人格のどんな能力や特性に関係づけるのか、さらにはその「業績」にどの資源をどの程度配分するのか、そしてまた社会権をどこにどのように具体化するのか、といった社会的労働のあらゆる次元で生じている。労働の諸現象にはいつでも承認のモメントが介在しており、それゆえ、複雑に絡み合う重層的な承認関係のなかで、適切な承認を得ることが出来ない苦しみとそれに抗する社会闘争が日々生起していると言える。

そのさい、ホネットは、法的平等の原理と並んで、業績の原理もまた、一方ではイデオロギーとしての性格を多分に持ちながら、他方ではこの承認闘争の規範的な根拠となりうることを指摘している。なぜなら、承認原理は、その意味内容が最終的に確定されることはなく、新たな解釈へと常に開かれていくからである。それゆえまた、社会の承認秩序は歴史的に変化するものであり、ホネットはそこに道徳的進歩の方向性を見出している。社会の歴史的動態のなかから批判的規範的基準を取り出すのは、ホネットの批判的社会理論の特質の一つと言える。

また、ホネットは、承認闘争の考え方を提起することで、一見したところ物質的利害関心の対立に見えるコンフリクトが、実際には異なる論理によって主導されていることを明らかにした。財をめぐる闘争は、しかるべき承認を希求すると

いわば道徳的水準に根ざしうる。というのも、物質的資源やライフチャンスの取得と分配は、労働に対する社会的価値評価や法的承認を媒介としており、この社会的承認を通じてこそ、人間の自己実現にとって必要な実践的自己関係を形成することができる。このような捉え方は、社会的労働の領域におけるコンフリクトを考察する上で重要な視点を示していると言えよう。¹¹⁾

ところで、ここで留意したいのは、労働が個人の社会的承認にとって決定的に重要であり人間の自己実現に大きな意味を持つとはいっても、ホネットが、労働に過剰な意味付与を行っていない点である。労働における社会的価値評価は、人間の自己実現にとって必要な承認形態の一つにすぎない。ホネットは、近代社会に生きる私たちにとって、三つの承認形態のすべてが必要であることを強調している (Honeth 2008a, S.213-215)。しかも、三つの承認形態は、それぞれ固有の意義を持っており、代替不可能である。そうしてみれば、人間の承認関係において労働の占める位置の特権化してはならないと言えよう。

以上のように、ホネットの承認論は社会的労働の理論的把握にとって豊かな内実を備えている。¹²⁾しかし、その一方で、幾つかの課題もまた指摘できるように思われる。

焦点の一つは、業績原理である。たしかに、ホネットが強調するように、一般的に言えば業績原理は承認をめぐる闘争の基盤となりうるが、しかし、その一面性や歪みについてさらに精緻に分析する必要があるのではないだろうか。というのも、ホネットは業績原理の意味内容が徐々に拡張してきたことを主張しているが、それは当然ながら直線的に進むものではない。実際には個性性の深化や社会的包摂の拡大とは全く逆行する動きも生じうる。「業績」とは何かについて従来以上に一面的な解釈と適用が行われるようになり、「個性」とは名ばかりに、きわめて限定された解釈モデルに従って能力や特性の発揮が求められてはいないかどうか。あるいは、そうした一面的な価値評価に過剰に適応することが、一見し

たところ自己実現であるかに見えて、その実、個々人のアイデンティティを袋小路に追い込んでいないかどうか。そしてまた、一面的な業績原理のもと、しかるべき承認関係により多くの人びとを包摂するのではなく、むしろそこから排除する傾向が強まっていないかどうか。その結果、特定の人びとを「労働」の周辺へと、あるいはその外部へと押しやり、自身の活動と成果に対する正当な価値評価の機会を奪い、侮蔑と軽視のもとに貶めていないかどうか。ホネットはポスト伝統的連帯の可能性を展望するのだが、しかし、それはあまりに理念的すぎるのではないか。社会的労働の現場における承認の不正や病理、そして社会闘争の具体的動態を捉えるためには、労働の承認論のさらなる展開が必要であると思われる。¹³⁾

そのさい、とくに留意したいのは、社会的不正の経験がいつでも承認闘争をもたらすわけではない点である。ホネットによれば、しかるべき承認を得ることができないという軽視の経験が一定の集合的抵抗に至るかどうかは、文化的諸条件に依存しており、相応する解釈枠組みの存在に左右される (Honeth 1992, S.262; 訳二一八)。また、たとえ文化的諸条件が整っていたとしても、不正経験の現場において、当事者自身がその闘争のモメントを抑圧することも考えられよう。というのも、かつてハーバースマスが体系的に歪められたコミュニケーションの議論において指摘したとおり、承認への欲求は、きわめて切実であるがゆえに、無意識の自己抑圧をもたらし、問題をはらんだ承認関係をそのまま温存しうるからである。ここでは、社会的不正が「不正」として感知されなまま、いわば歪められた承認関係を継続することになる。¹⁴⁾

この問題に関連して、ホネットは、一九八一年に公刊された論文においてすでに、社会的不正の感情や意識が政治的要求に結晶化することを制限し統制する過程を考察し、試論的ではあるものの二つのメカニズムを指摘している (Honeth 2000, S.119-122; 訳二三〇-二三四)。すなわち、不正経験を明確に表現するための言語的手段やシンボリック的手段が教育や文化産業や政治的公共圏において奪われるという文化的排除の過程であり、一定の社会政策や企業内労働市場の編成などに

よって個人主義的な行為指向が促進され、その結果、不正経験に関する意思疎通と連繋が妨げられる、制度的な個性化の過程である。

さらに、近年、ホネットは、批判理論の主要なモチーフをあらためて振り返った論文でも、同じ問題にふれている。ホネット (Honneth 2004, S.18-19) によれば、ホルクハイマーからハーバーマスに至るまで、批判理論の思潮の終始一貫した課題の一つは、社会的不正を問題化しそれに抗することがどのようにして沈黙化されてしまうのか、そのプロセスを明らかにすることであった。批判理論の主導者たちは、社会的苦境にあっても人びとが沈黙しアパシーが広がることの原因を、その当の社会的苦境それ自体に見出し、これを資本主義社会の病理として考察した。ホネットもまた、この問題関心を継承し、ルカーチらの物象化の概念を承認論の見地から捉え直すという試みを示唆している (Honneth 2004, S.22-23,24)。

不正経験の隠蔽のメカニズムを承認論の枠組みに基づき考察すること、しかもそれを、資本主義社会の基本構造の分析に結びつけること、ここに批判的社會理論を継承するホネットにとって、現在の最大の課題が存していると言える。その追求のためには、社会的労働と承認の結びつきに関しても、さらなる検討が必要となるに違いない。

注

- (1) ホネットは、すでに一九八一年に公開された論文「道徳意識と社会的階級支配」(Honneth 2000, S.110-129, 訳二〇一四)において、人びとが感受する社会的な「不正意識」という概念を提起していた。そこでもまた、ハーバーマスの立論がこの日常的な不正意識を捉えられないことが批判されている。もちろん、ホネットのこうしたハーバーマス批判はそれ自体あらためてその妥当性を検討する必要がある。ただ、ハーバーマスの形式語用論が方法論上、人びとの具体的意識に照準を置いていないことは確かであり、

この点はホネットのアプローチと大きく異なる。ハーバーマスの形式語用論の方法については、水上(一九九七b)を参照されたい。

(2) この点については、水上(一九九七a)を参照。

(3) ここでホネットが「社会的不正」の経験と呼んでいるものは、なんらかの社会運動や政治運動によって組織化されテーマ化されているものに限らなく (Honneth 2003a, S.135)。しかるべき表現形態を見出しているかどうかにかかわらず、社会生活において日々人びとが抱く苦悩や不満の感情の原初的な形態、ホネットはここに接近しようと試みる。ホネットが取るのはいわば道徳心理学的アプローチであり、それは社会的不正の経験の「現象学」とも呼ばれている (Honneth 2003a, S.136)。

(4) 三つの承認形態の区別については、水上(二〇〇三a)を参照された。

(5) ホネットによれば、人びとが社会的承認を期待しその侵害に社会的不正を経験することそれ自体は、人間の公正感覚の一般的なあり方と考えることができる (Honneth 2003b, S.283)。いわばそれは人間の生活形態の全体を特徴付ける、人間学的な初期条件である (Honneth 2003d, S.309-310)。その一方で、人びとが実際にどのような形態の承認を期待し、そこに承認の剥奪を見出すのかは歴史的に変化する。承認のこの人間学的初期条件と歴史的な変化の可能性の区別は、『承認をめぐる闘争』(Honneth 1992) ではなく、ただいまの点である (Honneth 2003d, S.309-310)。

(6) 法的承認、社会的価値評価と並ぶもう一つの承認領域は、親密な諸関係における愛や友愛の承認領域である (Honneth 2003a, S.163-164)。

(7) ここからも明らかなおとおり、承認領域は、家族や国家や市場経済といった具体的な社会制度とは単純には重ならない。ホネットによれば、個々の社会制度がただ一つの承認原理を体现することはきわめてまれであり、通常は複数の承認原理が交差している (Honneth 2003a, S.172-173)。

(8) ホネットが「承認をめぐる闘争」と呼んでいるのは、社会的に広く認知されるような確立した「社会運動」には限らない。日々の

日常的な相互作用もまた、承認闘争の現場にほかならない。この点については水上(二〇〇四)を参照されたい。

(9) たとえばホネット(Honneth 2000, S.107-108, 訳一六〇—一七頁)は、ドイツのネオナチズムの背景要因の一つが承認の剥奪にあることを示唆している。

(10) 加えて、ホネット(Honneth 2003a, S.222-224)は、三つの承認領域間の境界が変動する「とりわけ法的平等の原理が他の二つの承認領域に浸透すること」もまた、道徳的進歩の一つと位置づけている。というのも、愛あるいは業績の承認原理のもとに個人のアイデンティティ形成と自己実現が著しく侵害される事態も起こりうるからである。この場合、法的平等の原理が介入することではじめて、最小限のアイデンティティ形成の諸条件が保証されることになる。

(11) ホネット(Honneth 2003a, S.156)は、労働運動に関する歴史研究に言及し、労働運動もまた、物質的利益関心に主導されるのみならず、承認を要求する運動として特徴づけられることを指摘している。

(12) 労働の承認をめぐるこうした議論は、民主主義の理論とも結びつけられている。すなわち、社会的労働の領域が公正に編成され、適切な相互承認に基づく連帯の関係があつてはじめて、活力ある諸公共圏と強靱な民主主義が可能になるとホネットは見ている。この点については水上(二〇〇三a)を参照。

(13) この点に関連して、労働の承認論をより具体的に展開しようとする研究動向が注目される。たとえば、ホネットが所長を務めるフランクフルト社会研究所の共同研究員であるスチファン・フォスウィンケル(Voswinkel 2002)は、テラー主義からポストテラー主義への移行に伴い社会的労働の領域における承認関係がどう変化し、そこにどんな問題が伴っているのか追究している。

(14) 水上(二〇〇三a)を参照されたい。

文献

- Habermas, J. 1981 *Theorie des kommunikativen Handelns I II*, Suhrkamp. (河上倫逸訳 一九八五・八六・八七「コミュニケーションの理論」(上)(中)(下) 未來社。)
- 1985 "Dialektik der Rationalisierung," *Die Neue Universalität*, Suhrkamp, S.167-208. (河上倫逸訳 一九九五「合理性の理論」『新たな普遍性』岩波社(二二五—二八八頁。)
- Honneth, A. 1980 "Arbeit und instrumentales Handeln," Honneth A./Jaegeri U. *Arbeit, Handlung, Normativität*, Suhrkamp, S.185-233.
- 1986 *Kritik der Macht*, Suhrkamp. (河上倫逸訳 一九九二「権力の批判」法政大学出版局。)
- 1988 "Nachwort (1988)," *Kritik der Macht*, Suhrkamp, 380-406.
- 1992 *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp. (山本浩・河上清彦訳 二〇〇三「承認をめぐる闘争」法政大学出版局。)
- 2000 *Das Andere der Gerechtigkeit*, Suhrkamp. (四藤泰典・田村謙太郎訳 二〇〇五「正義の他者」法政大学出版局。)
- 2003a "Umwertung als Anerkennung," *Praxis N./Honneth A. Umwertung oder Anerkennung?*, Suhrkamp, S.129-224.
- 2003b "Die Pointe der Anerkennung," *Praxis N./Honneth A. Umwertung oder Anerkennung?*, Suhrkamp, S.271-305.
- 二〇〇三c 「批判的社会理論の承認論的折回」永井彰・日暮雅夫編著『批判的社会理論の現在』晃洋書房 一七七一—二二二頁。
- 2003d "Nachwort: Der Grund der Anerkennung," *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp, S.303-341.
- 2004 "Eine soziale Pathologie der Vernunft," *Hahbig H./Quante M.(Hg.) Axel Honneth: Sozialphilosophie zwischen Kritik und Anerkennung*, LIT, S.9-31.

水上英徳 一九九七a 「生活世界とシステム」佐藤勉編『コミュニケーションと社会システム』恒星社厚生閣 一五九—一八〇頁。

- 一九九七〇 「ハーバーマスの理論の可能性と拒められたコミュニケーションの問題」佐藤勉編『コミュニケーションと社会システム』恒星社厚生館、二〇二一―二二五頁。
- 二〇〇三a 「批判的社会理論における承認論の課題」永井彰・日暮雅夫編著『批判的社会理論の現在』晃洋書房、一五三―一七六頁。
- 二〇〇三b 「公共圏と市民社会」『社会学年報』三三、二二五―四六頁。
- 二〇〇四 「再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争」『社会学研究』七六、二九―五四頁。
- Voswinkel, S. 2002 "Bewunderung ohne Würdigung?", Honneth A. (Hg.) *Beyfening aus der Mündigkeit*, Campus, S.65-92.

(みずかみ ひでのり・大分県立芸術文化短期大学助教授)